U & I NEWSLETTER



早期事業再生法の概要と実務対応

1. はじめに
2. 制度創設の背景と位置付け
3. 利用対象と権利調整の範囲について
4. 手続の流れ（申請から計画策定まで）
5. 計画策定から効力発生まで
6. おわりに

弁護士　渡邊　雄太

1. はじめに

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（令和７年法律第 67 号。以下「早期事業再生法」または単に「法」といいます。）は、2026 年 12 月 11 日に施行されます。従来の私的整理では、債務の減免や返済条件の変更について対象債権者全員の同意を得ることが原則でした。早期事業再生法は、公正かつ中立な第三者の関与、対象債権者の多数決及び裁判所の認可を組み合わせ、金融機関等が有する貸付債権等（以下「金融債権」といいます。）を対象とする権利調整を可能にする制度です。

この制度の意義は、倒産状態に至る前に、事業価値、技術及び人材の散逸を避けながら再生に着手できる選択肢を増やす点にあります。他方で、実務上は、調整対象となる債権の特定、担保評価、資金繰り、事業計画、労務対応、スポンサー選定及び債権者交渉を短期間にまとめる必要があります。早期事業再生法で法定されている多数決を満たす数を形式的に確保するだけでは足りず、少数債権者を含む債権者全体に対して、清算よりも合理的な回収が見込まれることと、計画が実行可能であることを説明できなければならないなどの留意点もあります。以下詳述します。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。
本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
©URYU & ITOGA 2026

2. 制度創設の背景と位置付け

(1)対象債権者全員の同意を前提とする私的整理の課題

事業再生 ADR、中小企業活性化協議会の再生支援、中小企業の事業再生等に関するガイドラインなどの準則型私的整理は、事業を継続しながら金融債権を調整する手段として重要な役割を果たしてきました。私的整理は、非公開性と柔軟性を生かし、民事再生や会社更生といった法的整理では原則として弁済禁止となる商取引債権の支払いを継続しながら、原則として金融債権のみを調整対象として、金融機関等との合意を目指せることに、大きな利点があります。

しかし、私的整理は、対象となる金融債権者の全員の同意が必要であり、債権者の一部からの同意が得られない場合には、事業再生計画に合理性があり、大多数の債権者が賛成していても成立しないことがあります。金融債権者との交渉の長期化によって資金が枯渇し、顧客、取引先、従業員又はスポンサー候補が離れれば、事業価値そのものが失われます。早期事業再生法は、この全員の同意を要するという問題に対応しつつ、私的整理の利点をできる限り維持するために設けられました。産業構造審議会の早期事業再生検討ワーキンググループでは、法律成立後も、対象範囲、第三者機関による確認・調査、債権者への情報提供、労働者保護、裁判所の関与などの制度設計が検討され、その内容が早期事業再生法施行規則[1]及び「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関する Q&A」(以下「Q&A」といいます。)に反映されています。

(2)早期事業再生法の位置づけ

早期事業再生法の手続は、事業者の申請により指定確認調査機関が開始要件を確認し、同機関から対象債権者に対し、対象債権の回収行為等の一時停止を要請するところから本格的に開始されます。その後、事業者が早期事業再生計画と権利変更議案を策定し、指定確認調査機関が内容を調査します。対象債権者集会で法定多数を得た後、議決権者全員の同意が得られた場合を除き、裁判所が権利変更決議認可の可否を判断することになります。これまでの私的整理と異なり、裁判所の関与が予定されているものの、手続の開始や成立の段階のいずれにおいても、裁判所による公告は行われません。

対象債権者を金融機関等に絞る点では私的整理に近く、多数決の効力を権利変更議案に反対した債権者にも及ぼすために裁判所が関与する点では法的整理に近いともいえる制度です。もっとも、裁判所は計画の事業上の優劣を一から決めるのではなく、手続又は決議内容の法令違反、履行可能性、不正な成立及び対象債権者の一般の利益への反対という法定の不認可事由を審査します(法 27 条)。

(3)他の私的整理・法的整理手続との関係

先行する事業再生 ADR など準則型私的整理がある場合で、再生計画について協議済みの場合には、第 1 回及び第 2 回の対象債権者会議を省略できる等他の私的整理手続との連携を意識した規定が存在します(施行規則 12 条 4 項、Q&A Q176)。

また、手続が成立せず特定調停、民事再生又は会社更生に移行する場合を想定した特例や、手続中の資金調達及び少額債権に関する確認制度も設けられています(法 64 条以下)。

3. 利用対象と権利調整の範囲について

(1)利用できる事業者

[1] 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則(令和 8 年経済産業省令第 58 号)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026

申請できるのは、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」であり、事業を継続したまま弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあることが必要です（法 1 条、3 条 1 項 1 号）。

Q&A では、例として、2 年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合や、低収益又は赤字が続き、将来の元本償還が困難となるリスクがある場合を挙げています（Q&A Q1）。一時的な業績悪化から回復が見込まれる企業や、成長事業を有するものの過大な債務が投資を妨げている企業は、早期事業再生法に基づく再生手続を検討する意義が大きいと考えられます。

また、事業者の企業規模による制限はなく、法人に限られないため、個人事業主も利用することができます（Q&A Q2、Q3）。ただし、破産、民事再生、会社更生、特別清算又は外国倒産処理手続が既に係属等[2]している事業者は確認を受けられません（法 3 条 1 項 5 号）。

（2）対象となる債権者と債権

対象債権者は、銀行、信用金庫、信用組合、保険会社、貸金業者、政府系金融機関、信用保証協会、一定のファンド、リース会社、外国金融機関、債権回収会社等の「金融機関等」のうち、対象債権を有し、所定の通知を受けた者です（法 2 条 1 項、3 項、4 項、施行規則 2 条から5条）。

対象債権は、確認時に金融機関等が有する、確認前の原因に基づいて生じた「貸付債権等」と、その確認後の利息、債務不履行による損害賠償又は違約金の請求権です（法2条3項）。貸付債権に加え、一定の社債、求償権、ファイナンス・リース債権、デリバティブ取引に係る債権等も対象となり得るため、契約の法的性質と発生原因を個別に確認する必要があります（法 2 条 2 項、施行規則 5 条、Q&A Q5、Q22 から Q38）。

一方で、通常の仕入債務、業務委託料、賃料その他の商取引債権は、原則として対象外です。商取引を継続し、取引先への支払を維持しながら金融債権を調整できる点は、本制度の重要な特徴です。ただし、名目が商取引であっても、実質的に信用供与を目的とする取引は貸付債権に該当し得るため、契約名だけで判断することはできません（Q&A Q40 から Q42）。

（3）担保付債権の取扱い

権利変更決議により減免、期限猶予その他の変更を行えるのは、担保権の行使によって弁済を受けることができる部分を除く対象債権となります（法 11 条、12 条 2 項）。担保権で保全される部分には議決権もありません（法 19 条 3 項）。

一方、全額保全される債権者も対象債権者集会を構成し、意見を述べる機会を有します（Q&A Q136）。担保評価は議決権額、権利変更の範囲、金融機関の回収見込み及びスポンサー価格に直結します（施行規則 20 条2項）。そのため不動産、動産、債権、株式、企業価値担保権等が重なる案件では、優先関係と評価時点を早期に確定することが必要となります。

（4）権利変更の内容と平等原則

権利変更議案は、債務の減免、期限猶予その他の権利変更について定めます（法 12 条）。内容は対象債権者間で平等であることが原則ですが、不利益を受ける債権者の同意がある場合や、少額債権等について差を設けても衡平を害しない場合には例外が認められます（法 13 条）。また、対象債権者全体の利益を確保するため、少なくとも破産時の回収見込額を下回らないこと、すなわち清算価値保障が必要です（法 15 条 1 項 3 号、Q&A Q129）。

4. 手続の流れ（申請から計画策定まで）

[2] 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者は確認を受けられません（法 3 条 1 項 5 号）。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026

(1)申請前の準備

法律上、申請前に全対象債権者へ説明する義務はありません。しかし、確認後は速やかに一時停止が要請され、第 1 回対象債権者会議を 2 週間以内に開催するため、申請後に基礎情報を集め始めるのでは対象債権者会議において十分に説明するための準備を整えることは困難であると考えられます。申請時点において、資金繰り、債権者及び債権の一覧、担保・保証、係属訴訟、事業別損益、再生施策、スポンサー候補、主要契約及び労務上の影響等を整理し、対象債権者に必要な情報を提供できるよう準備しておくことが実務上重要です。確認事業者及び指定確認調査機関等は、対象債権者会議及び対象債権者集会において、権利変更議案の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努める義務を負います(施行規則 12 条 2 項、法 20 条5項、Q&A Q144)。また、Q&A は、申請前の説明を法定義務ではないとしつつ、賛同と理解を得るため、可能な範囲で申請前から丁寧かつ早期に説明することが重要としています(Q&A Q58)。

(2)指定確認調査機関への確認申請

事業者は、指定確認調査機関に対し、申請書、権利変更概要書、貸付債権等一覧表、定款、登記事項証明書、過去 3 期分の貸借対照表及び損益計算書、申請前 1 年間の資金繰り実績及び申請後 6 か月間の資金繰り見込表等を提出します(法 3 条、施行規則 8 条、Q&A Q52)。権利変更概要書には、権利変更の方針、収支見込み、今後の事業活動の方向性、一定の金融機関等による異議の有無及び対象債権者集会の開催時期の見込み等を記載します(Q&A Q53)。

指定確認調査機関による確認の主な要件は、弁済困難のおそれ、対象債権の適格性、権利変更議案の可決可能性、金融機関等の一般の利益への適合見込み及び法 3 条 1 項 5 号に定める倒産手続の係属等の除外事由に該当していないことです(法 3 条 1 項)。可決可能性については、確認申請に異議を述べていない金融機関等の貸付債権等の額が、貸付債権等の総額の 5 分の 1 以上であることが基準となります(施行規則 8 条 2 項、Q&A Q59)。この金額は担保による保全部分も含めて算定されます。なお、確認を受けることに異議がないことは、権利変更議案への賛成を意味するものではありません。

そして、指定確認調査機関による確認が認められた場合、指定確認調査機関は、対象債権を有する者に対して、その旨を書面又は電磁的方法により通知します(法 3 条 7 項、施行規則 6 条)。確認を受けた事業者は、「確認事業者」と呼称されることになります(法 2 条 3 項)。

(3)一時停止の要請と弁済禁止

確認後、指定確認調査機関は全対象債権者に対し、対象債権の回収等を行わないよう速やかに要請します(一時停止の要請。法 6 条 1 項)。要請の対象には、対象債権回収の他、追加担保の受入れ、倒産手続開始の申立て等が含まれます(施行規則 11 条 1 項、Q&A Q66 から Q68)。一時停止は要請であるものの、必要な場合には裁判所に既存の強制執行等又は担保権実行手続の中止を申し立てることができます(法 7 条、8 条)。

事業者側も、指定確認調査機関から一時停止の要請をした旨の通知を受けた時から、原則として対象債権への弁済ができなくなります(法 6 条 2 項)。もっとも、全対象債権者が同意した債権、一定の利息、担保付債権の保全部分、一定のプレ DIP ファイナンス又は少額債権等には例外が認められています(Q&A Q73)[3]。早期事業再生手続中の弁済禁止に違反して実施された弁済の有無は、手続上の法令違反の問題として、指定確認調査機関の調査事項となります(施行規則第 27 条1項)。弁済禁止違反は、やむを得ない事由があるものとして施行規則

[3] ただし、それぞれ所定の要件を満たす必要があり、少額債権の例外弁済については指定確認調査機関の確認が必要です(法 6 条 2 項ただし書、施行規則 11 条 3 項、Q&A Q74 から Q84)。弁済禁止違反は、やむを得ない事由があるものとして施行規則で定める場合を除き、指定確認調査機関による確認の取消事由となります(法 5 条 1 項 5 号、施行規則 10 条 1 項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026

で定める場合を除き、指定確認調査機関による確認の取消事由となる（法 5 条 1 項 5 号、施行規則 10 条 1 項）ほか、手続上の法令違反の問題として裁判所による不認可事由になり得ます（法 27 条 2 項 1 号）。

（4）第1回対象債権者会議

一時停止要請の日から2週間以内に、第 1 回対象債権者会議を開催します（施行規則 12 条 1 項 1 号）。同会議では、事業者は権利変更概要書と資産・負債の状況を説明し、対象債権者からの質疑に対応します。確認直後の情報提供が不十分であれば、制度に対する警戒が強まり、その後の調査と同意取得に大きな影響を与えることになります。そのため、確認事業者としては、対象債権者からの賛同が得られるよう十分な事実調査と準備が必要となります。

5. 計画策定から効力発生まで

（1）早期事業再生計画と権利変更議案の策定

確認事業者は、原則として確認後 6 か月以内に、早期事業再生計画と権利変更議案を指定確認調査機関へ提出します（法 14 条 1 項）。対象債権者が 20 以上である場合、海外債権者がいる場合、重要資産・取引又は資金調達の調整が整わない場合等には、最長 6 か月の延長が認められ得ます（同条 2 項、施行規則 15 条 2 項）。

早期事業再生計画には、権利変更が必要となった事情、事業及び財務の現状、対象債権・担保、収支及び資金調達の見込み、今後の事業活動、自己資本充実策、従業員の協力並びに技術・人材の散逸回避等を記載する必要があります（法 14 条 3 項、施行規則 15 条）。

債務超過の場合は債務超過の解消、経常赤字の場合は黒字化が、いずれも権利変更決議の効力が生ずる日後最初に到来する事業年度開始の日から原則 3 年以内に実現することが基準となります。債務免除を求める場合は、2 以上の金融機関等又は所定の 1 以上の政府関係金融機関等による減免が予定されていることが必要です。原則として株主の権利の全部又は一部の消滅、役員の退任及び不採算部門の整理等の自助努力についても記載する必要があります（施行規則 17 条、Q&A Q128、Q131、Q132）。

（2）資産評定と指定確認調査機関の調査

計画には、事業者の資産・負債及び担保目的財産の価額を所定の基準により評定した結果（資産評定書）を添付する必要があります（法 14 条 4 項）。資産評定書は、債務減免額、担保の保全部分及び議決権額等を説明するための中核資料です。また、計画の提出に当たっては、清算価値保障への適合性を確認するため、資産評定書とは別に清算貸借対照表を添付する必要があります（施行規則 15 条 1 項）。スポンサーが提示する事業価値又は取得価格と法定の資産評定は目的が異なるため、一方が他方を当然に代替するものではありません。

指定確認調査機関は、権利変更議案の適法性、履行可能性、対象債権者の一般の利益への適合、計画の遂行可能性、財務改善基準及び資産評定の適合性等を調査します（法 15 条）。

（3）従業員への対応

合併、会社分割、事業譲渡、事業縮小又は事業所廃止に伴う人員減少又は賃金減額の見込みを計画に記載する場合、計画提出の 2 週間前までに、過半数労働組合又は過半数代表者へ変更の見込み・内容と手続の見通しを通知する必要があります。また、労働条件の変更について、協議等を通じて従業員の理解と協力を得るよう努めなければなりません（施行規則 13 条、14 条、Q&A Q99）。なお、会社分割に伴う労働契約承継法上の手続、整理解雇の要件、就業規則変更、個別同意の要否等は別途対応する必要があります。

（4）第 2 回対象債権者会議、対象債権者集会、裁判所の認可

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026

調査報告後、対象債権者集会の招集に先立って第 2 回対象債権者会議を開き、事業者が権利変更議案、早期事業再生計画及び資産評定を説明し、確認調査員が調査結果を報告します。その後、対象債権者集会の日の 14 日前までに招集通知を発出し、併せて議案、計画、調査報告書、議決権行使書面等を交付し、対象債権者集会で権利変更議案を採決します（法 16 条、17 条、施行規則 12 条 1 項 2 号、18 条）。なお、対象債権者会議及び対象債権者集会は非公開で、オンライン開催も可能です（Q&A Q142）。可決には議決権総額の 4 分の 3 以上の同意が必要です。一債権者だけで 4 分の 3 以上を保有する場合は、これに加え、出席議決権者の頭数の過半数が必要です（法 20 条 1 項）。議決権者全員の同意が得られた場合を除き、事業者は遅滞なく裁判所へ認可を申し立てます。裁判所の認可決定により、反対者を含む全対象債権者の権利が議案どおり変更されます（法 26 条から 28 条）。一方、議決権者全員の同意が得られた場合は裁判所の認可を要せず、決議時に効力が生じます（法 29 条）。効力発生後は、少なくとも 6 か月に 1 回、計画の実施状況を対象債権者及び指定確認調査機関へ報告する必要があります（施行規則 28 条）。

6. おわりに

早期事業再生法により、少数の反対があるために合理的な再生計画を実行できないという従来の私的整理の難しさに、ひとつの解決手段が加わります。もっとも、多数決は準備不足を補うものではなく、事業価値が残り、必要資金を確保でき、対象債権者に実行可能な計画を示せる段階で着手してこそ、この制度を生かすことができます。

また、これまでの私的整理手続では、対象債権者全員の同意が必要とされていたことから、1社のみが反対をして不成立となるレピュテーションリスクを回避するために反対しなかったり、意見を差し控えたりすることもあったと指摘されています[4]。一方で早期事業再生法は、多数決制度を採用することにより、上記のようなレピュテーションリスクを過度に考慮する必要性が低くなり、良い意味で事業者と金融機関との間に緊張関係が生まれ、両者のコミュニケーションが活発化し、建設的な関係が醸成されるとする考え方もあります[5]。

このように、早期事業再生法により、単に事業再生手法が加わるのみならず、事業再生の局面において、企業と金融機関の新たな関係性をも生み出すものであるといえるでしょう。

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
（https://uryuitoga.com/form）

以上

[4] 藤原総一郎「解説・早期事業再生法――多数決による私的整理の実務」（株式会社商事法務・2025年、114 頁）
[5] 同 115 頁

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026